

## 第 2 6 号議案

### 東京都後期高齢者医療広域連合葬祭費事務の受託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、別紙のとおり規約を定め、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 1 9 年東京都後期高齢者医療広域連合条例第 4 4 号）第 1 条の 2 に規定する葬祭費に関する事務を受託するものとする。

平成 2 2 年 2 月 5 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

（提案理由）

この案は、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項の規定により準用する同法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき提出します。